

文書分類	回覧処分					
	M・5・1・8	会長	副会長	事務局長	係長	係員
月日	保存種別					
	永久					

川崎町農業委員会

4月総会議事録

期日 令和3年4月9日（金）

場所 コミュニティセンター
2階 研修室

令和3年4月9日開催、川崎町農業委員会総会をコミュニティセンター2F研修室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(10人)

1番	田所 義信	2番	重藤 義光	3番	中村 明
4番	松江 英幸			6番	山下 理江
				9番	原 健治
10番	原口 友博	11番	中島 隆	12番	西山 一郎
13番	大内田峰夫				

3、欠席委員(3人)

5番	星野 宗広
7番	政時 修
8番	藤川 航

農地利用最適化推進委員

4、本会事務局 事務局長 林勇 会計年度任用職員 城戸 里美

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第2番 重藤委員 第13番 大内田委員

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第1号 非農地証明願いについて

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

その他

事務 局長

定刻となりました。4月1日つけて、中島係長と北代君が異動となりました。中島係長は1年間、北代君は2年間農業委員会の仕事をしていただきました。二人より挨拶をお願いします。
(係長挨拶・北代挨拶)

農業委員会4月総会を始めたいと思います。

時間短縮することを目的として、質問及び意見等については事務局に前もって連絡をしていただくようになっておりましたが、質疑応答については必要と考えますので、もし意見等がある場合については挙手をして発言していただくようお願いします。それでは、田所会長より挨拶をお願いいたします。

議 長

(挨拶)

事務 局長

本日は13名中、10名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。議長は会議規則4条の規定により会長にお願いするようなっておりますので会長は議事進行をお願いいたします。

議 長

それでは議題に入る前に議事録署名人を指名させていただいてもよろしいですか。

農業 委員

はい。

議 長

それでは13番委員の大内田委員さんと2番委員の重藤委員さんよろしくお願ひいたします。

- 議長 それでは議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局は説明お願いします。
- 事務局 農地法第5条の規定による許可申請について番号1を説明します。1ページをお開きください。朗読いたします。
借人住所、田川市大字伊田 [REDACTED] 号、氏名、[REDACTED]。貸
人住所、川崎町大字田原 [REDACTED] 番地の [REDACTED]、氏名、[REDACTED]、土
地の所在、川崎町大字田原字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目、畠、地積
231.5m²です。申請理由は使用貸借、申請目的は、一般住宅
建築であります。
借人と貸人は親子関係でございまして、親名義の農地に子供が家
を建てるといった形になりますので、使用貸借となります。双方
の間で無償で貸すという、契約書を交わしておりまして、その契
約書も提出していただいております。当該農地には一部、現在倉
庫が建っておりますので、貸し人の方より始末書が併せて提出さ
れております。よって1筆の中の一部の転用許可となりますので、
許可後に分筆等をするようです。なお、許可申請面積は測量会社
より求積図等についても提出がされております。もともとの登記
面積は390m²で今回の転用申請面積が231.5m²ということです。
水利承諾もいただいております。4月5日に [REDACTED] 委員と [REDACTED] 員
に現地確認をしていただきました。2ページに位置図と3ページ
に航空写真、4ページに計画平面図を添付しております。以上で
す。
- 議長 現地を確認した [REDACTED] 委員補足説明をお願いします。
- [REDACTED] 委員 4月5日に事務局と [REDACTED] 委員で現地確認を行いました。申請地は
住宅街の中にあり特に問題はないと思います。
- 議長 ただいま事務局の説明及び推進委員の補足説明が終わりました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。
- 委員 なしの声
- 議長 ないようですので、お諮りします。議案第1号農地法第5条第1
項の規定による許可申請番号1について、賛成の方は挙手をお願
いします。
(賛成多数)
賛成多数ですので議案第1号農地法第5条第1項の規定による

議長 許可申請番号1については原案の通り承認とし、県へ進達します。続きまして、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について番号2を事務局は説明お願ひします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請について番号2を説明します。5ページをお開きください。朗読いたします。

譲受人住所、川崎町大字田原[REDACTED]番地の[REDACTED]、氏名、[REDACTED]、譲渡人住所、筑紫野市二日市[REDACTED]、氏名、[REDACTED]
[REDACTED]、土地の所在、川崎町大字田原字[REDACTED]番[REDACTED]、地目、畝、地積132m²です。申請理由は売買、申請目的は、事業用駐車場であります。

7ページの航空写真を見ながら聞いていただきたいのですが、当該地の横に家がございまして、そちらも併せて購入することとなっておるようです。当該農地については、一部家の庭として使用されており、譲渡人の始末書と一緒に提出されております。譲受人は（株）[REDACTED]工業という建設業をしており、その会社の車両の置き場として、今回の農地を利用したいということであります。水利承諾もいただいておるようです。4月5日に[REDACTED]委員と[REDACTED]委員に現地確認をしていただきました。6ページに位置図と7ページに航空写真、8ページに計画平面図を添付しております。以上です。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。現地を確認した[REDACTED]委員補足説明をお願いします。

[REDACTED] 委員 4月5日に事務局と[REDACTED]委員で現地確認を行いました。申請地は住宅に隣接している土地で特に問題はないと思います。

議長 ただいま事務局の説明及び推進委員の補足説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員 なしの声

議長 ないようですので、お諮りします。議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請番号2について、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成多数）

賛成多数ですので議案第1号農地法第5条第1項の規定による

- 議長 許可申請番号2については原案の通り承認とし、県へ進達します。続きまして、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について番号3を事務局は説明お願ひします。
- 事務局 農地法第5条の規定による許可申請について番号3を説明します。9ページをお開きください。朗読いたします。
譲受人住所、川崎町大字川崎 [REDACTED] 番地の[REDACTED]、氏名、[REDACTED]、
譲渡人住所、福智町金田 [REDACTED] 番地[REDACTED]、氏名、[REDACTED]、埼玉
県東松山市 [REDACTED] 番地 [REDACTED]、氏名、[REDACTED] 土地の所在、
川崎町大字川崎 [REDACTED] 番、地目、田、地積153m²で
す。申請理由は売買、申請目的は、駐車場であります。
11ページの航空写真を見ながら聞いていただきたいのですが、当該地の横に家がございまして、そちらが譲受人の家でありまして、そちらで譲受人は整骨院を経営しているようです。その整骨院の駐車場がないので、現在は路駐をしているような状況と聞いております。そこで今回の申請地を駐車場として利用したいとのことでございました。4月5日に [REDACTED] と [REDACTED] に現地確認をしていただきました。10ページに位置図と 11ページに航空写真、12ページに計画平面図を添付しております。以上です。
- 議長 只今、事務局の説明が終わりました。現地を確認した [REDACTED] 委員補足説明をお願いします。
- [REDACTED] 委員 4月5日に事務局と [REDACTED] 3名で現地確認を行いました。場所は東川下組の譲受人 [REDACTED] 自宅前で、[REDACTED] は整骨院をしており駐車場がないため、当地を駐車場にしたいということです。関係書類も揃っていることですので、特に問題はないと思います。
- 議長 ただいま事務局の説明及び推進委員の補足説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
- 委員 なしの声
- 議長 ないようですので、お諮りします。議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請番号3について、賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)
賛成多数ですので議案第1号農地法第5条第1項の規定による

議長 許可申請番号3については原案の通り承認とし、県へ進達します。続きまして、議案第2号非農地証明願いについて、番号1を事務局は説明お願ひします。

事務局 非農地証明願いについて番号1について説明させていただきます。13ページをお開きください。朗読いたします。

番号1、申請者住所、川崎町大字安真木 [REDACTED] 番地の[REDACTED]、氏名、[REDACTED]、土地の所在、川崎町大字川崎 [REDACTED] 番[REDACTED]、登記地目、田、現況、雑種地、地籍、766、他3筆、計、1788m²、申請理由、20年よりも前より雑種地として利用しており農地への復旧が困難である。現地確認委員、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員で行いました。

申請地は課税が平成2年より雑種地として課税されておりました。現地は建設業者の資材置き場として使用されておるようで、申請者が昔から貸していたようであり、砂利等がおいてあり、農地に復旧することは難しいと考えます。なお、本人は転用手続きをしたと思い込んでおりましたので、遡って過去の資料を調べましたがありませんでした。調べると平成2年に税務課に課税の変更依頼のようなものをしたことを、農地転用の手続きと勘違いしていましたようあります。14ページに位置図、15ページに航空写真、16ページに現況写真を添付しております。以上です。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりましたが現地確認をした[REDACTED] 委員は補足説明をお願いします。

[REDACTED] 委員 場所は、向山食堂から川崎警察署前を通り、[REDACTED] です。20年よりも前より建設用資材や碎石等を置いており、農地への復旧が困難です。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただいま事務局の説明及び推進委員の補足説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員 なしの声

議長 ないようですので、お諮りします。議案第2号非農地証明願い、番号1について賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数ですので議案第2号非農地証明願い番号1について、原

- 議長 案の通り承認とします。
続きまして、議案第2号非農地証明願いについて、番号2を事務局は説明お願ひします。
- 事務局 非農地証明願いについて番号2について説明させていただきます。17ページをお開きください。朗読いたします。
番号2、申請者住所、田川市川宮 [REDACTED]、氏名、[REDACTED]、土地の所在、川崎町大字安真木 [REDACTED]番、登記地目、田、現況、雑種地、地籍、1338他1筆、計、1781m²、申請理由、20年以上も前より雑種地として利用しており農地への復旧が困難である。現地確認委員、[REDACTED]委員、[REDACTED]委員で行いました。申請地は上真崎に位置しており、申請者のお父さんがおじいさんかわかりませんが、工務店を営んでおり、過去に無断で土捨てとして利用をしていたようです。その後違反ということで始末書を提出させて、その後使わせてなかったようですが、現地は土を捨てたことにより農地として利用するのは限りなく困難な状況であるようです。その後申請者に所有権が相続により移って、今回の申請となったようです。18ページに位置図、19ページに航空写真、20ページに現況写真を添付しております。
- 議長 ただ今、事務局の説明が終わりましたが現地確認をした [REDACTED] 委員は補足説明をお願いします。
- [REDACTED] 委員 4月5日に事務局と [REDACTED] で現地確認を行いました。申請地はかなり前に土を捨てており、農地への復旧が困難です。審議のほどよろしくお願いします。
- 議長 ただいま事務局の説明及び [REDACTED] 委員の補足説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
- 委員 なしの声
- 議長 ないようですので、お諮りします。議案第2号非農地証明願い番号2について、賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)
賛成多数ですので議案第2号非農地証明願い番号2について、原案の通り承認とします。

議 長 続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出（合意解約）について事務局は説明お願いします。

事 務 局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出（合意解約）について説明します。21ページをお開きください。朗読いたします。

■ 賃貸人住所、川崎町大字安真木 ■ 番地の■、氏名、■
■、賃借人住所、川崎町大字田原 ■ 番地の■、氏名、■
■、土地の所在、川崎町大字安真木字 ■ 番、地
目、田、地積、1470m²他1筆で合計1694m²、契約期間が
平成28年11月20日～令和3年11月19日の5年間で、権利
の種類は農業経営基盤強化促進法による賃借権、申請理由は耕作
者変更のためということです。5月の利用権設定の時に新しい人
と契約するようです。22ページに位置図、23ページに航空写
真を添付しております。

議 長 ただいまの事務局の説明について意見等ございませんか。
ないようですので報告第1号農地法第18条第6項の規定による
届け出（合意解約）について終わります。

議 長 その他に入ります。
何かありますか。

■ 委員 5ページの、5条の件に戻って意見をします。私が申請地の横の
田を小作していてよく知っていますが、今回駐車場にするとい
うことですですが、この下に給水口が真下に通っています。駐車場工事
をするときに、パイプを割らない ようにしてください。

■ 委員 先ほど審議をした件ですが、戻ってよいですか。■ 委員と■
委員現地確認したのでわかると思うけど、現在道の高さになっ
ています。表面を舗装するくらいで、深くは掘る必要がない状
態です。

■ 委員 工事の時に言ってください。

事 務 局 伝えます。

- 議長 他にありませんか
- 事務局 (農業新聞及び農業者年金の推進依頼)
(活動記録簿の提出依頼)
(令和3年度の作業労賃一覧表)
(令和2年度福岡県農業委員会研修大会・研修DVDの送付)
- 委員 (川崎町の荒廃農地について)
- 委員 (産廃について)
- 議長 他ございませんか。
- 議長 次回の総会は、5月10日（水）13時30分からを予定しております。以上をもちまして、川崎町農業委員会4月総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 14時17分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

2番委員

13番委員

議長